字長山　六三〇四番一　七号
六三〇五番一　八号
六三〇五番二　十号
字串ケ平　六三〇九番二　九号
五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
追田川第二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線（標柱二号と三号については、平成十五年国土交通省告示第二百九十八号で指定した同号三に掲げる土地の区域の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県佐伯市大字上岡
字太田　一二〇七四番一　一号
一二〇七六番五　二号
一二〇八九番一　三号
一二〇七〇番　四号
六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
竹野浦川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県佐伯市米水津大字竹野浦
字山ノ神　四五八番一　一号
四四〇五番　二号
四二一〇番　三号
四五五番一　四号
四六〇番　五号
七　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山城川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県宇佐市院内町山城
字大迫　二二九五番　一号
二二九七番　二号、三号及び七号
二二七九番　四号
二二八七番　五号及び六号
二九二番二　八号

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第５５０号
川崎市川崎区鋼管通３丁目５番１号
債務者　小谷　廣一
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　朋佳
4　破産債権の届出期間　平成28年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年１月17日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５５１号
川崎市川崎区鋼管通３丁目５番１号
債務者　小谷　典子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　朋佳
4　破産債権の届出期間　平成28年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年１月17日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５５７号
川崎市中原区新丸子東１丁目830番地５　ルプチ・コルヴニエ　１－Ａ
債務者　橋本　拓也
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　床呂　正彦
4　破産債権の届出期間　平成28年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年１月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８８号
神奈川県三浦郡葉山町一色1941番地の４　久保テラス103号室
債務者　篠原　宏之
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　康裕
4　破産債権の届出期間　平成28年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年１月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１８９号
神奈川県三浦郡葉山町一色1941番地の４　久保テラス103号室
債務者　篠原かよ子（旧姓細川）
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　康裕
4　破産債権の届出期間　平成28年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年１月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１０８４号
東京都町田市山崎町1223番地シーアイハイツＣ－1104
債務者　小塙　雄也
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島　弘毅
4　破産債権の届出期間　平成28年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年１月17日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５６１号
川崎市川崎区四谷上町12番５号　ボヌール大師公園　10－Ｂ、前住所横浜市緑区十日市場町1079番地　御幸荘102号
債務者　橋本　順治（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　健治
4　破産債権の届出期間　平成28年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年１月24日午後２時
6　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０３９号
東京都日野市程久保８丁目13番地の40エルメゾン程久保Ｉ101
債務者　木下　利惠
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　芳乃
4　破産債権の届出期間　平成28年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年１月25日午後３時
6　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２２６４号
横浜市鶴見区矢向４丁目６番５号　メゾンソルティー101号室、旧住所横浜市鶴見区矢向４丁目24番14号　アーガス矢向101
債務者　日向　宏美
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　智哉
4　破産債権の届出期間　平成28年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年２月１日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７６号
長野県佐久市臼田779－４　佐久総合病院老人保健施設、住民票上の住所長野県北佐久郡御代田町大字豊昇1136番地１
債務者　大場　真弓
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田　清
4　破産債権の届出期間　平成28年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年２月８日午後２時
6　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
長野地方裁判所佐久支部